

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 総理府 建設省 令第三号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係） 案内標識		種類 番号	設置場所
		（略）	（略）		
2-B)	(116の2-A)	(116)	<p>高速道路等において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯</p> <p>高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所、駐車場その他の施設（以下「利便施設」という。）への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯</p> <p>都市高速道路等に接して設置されている利便施設</p>	（略）	（略）
現行		別表第一（第二条関係） 案内標識		種類 番号	設置場所
		（略）	（略）		
	(116-A)	<p>高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯</p> <p>都市高速道路等に接して設置されている休憩所、</p>	（略）	（略）	（略）

非常駐車帯	待避所	非常電話	サービスエリア			
(116の6)	(116の5)	(116の4)	(116の3-B)	(116の3-A)	(116の2-C)	(116の
非常駐車帯を示す必要のある地点における左側の路端又は中央分離帯	待避所を示す必要がある地点の路端	非常電話が設置されている場所を示す必要がある地点における左側の路端	都市高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている利便施設への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	高速道路等の出口の手前一・五キロメートル以内において、高速道路等以外の道路に接して設置されている利便施設を予告する必要がある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

非常駐車帯	待避所	非常電話	サービスエリア		
(116の4)	(116の3)	(116の2)	(116の2-B)	(116の2-A)	(116-B)
非常駐車帯を示す必要のある地点における左側の路端又は中央分離帯	待避所を示す必要がある地点の路端	非常電話が設置されている場所を示す必要がある地点における左側の路端	都市高速道路等に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

警戒標識 (略) 規制標識 (略)	種類 番号 設置場所	危険物 積載車 両通行 止め	(略)
		(319)	
		道路法第四十六条第三 項の規定に基づき、道 路法施行令(昭和二十 七年政令第四百七十九 号)第十九条の十三第 一項各号に掲げる危険 物で道路法施行規則(昭 和二十七年建設省令 第二十五号)第四条の 十の規定により公示さ れたものを積載する車 両の通行を禁止するこ と	
		危険物を積載する車両の 通行を禁止する道路の区 間における左側の路端	

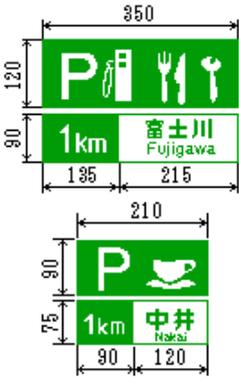
警戒標識 (略) 規制標識 (略)	種類 番号 設置場所	危険物 積載車 両通行 止め	(略)
		(319)	
		道路法第四十六条第三 項の規定に基づき、道 路法施行令(昭和二十 七年政令第四百七十九 号)第十九条の六第一 項各号に掲げる危険物 で道路法施行規則(昭 和二十七年建設省令第 二十五号)第四条の七 の規定により公示され たものを積載する車両 の通行を禁止すること	
		危険物を積載する車両の 通行を禁止する道路の区 間における左側の路端	

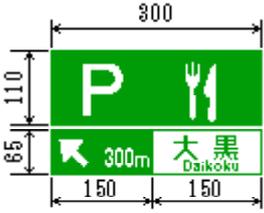
別表第二(第三条関係)

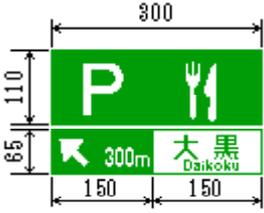
指示標識 (略)
 補助標識 (略)

別表第二(第三条関係)

指示標識 (略)
 補助標識 (略)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">道の駅の予告 サービス・エリア、</p> <p>(116の2-B)</p>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">道の駅及び距離 サービス・エリア、</p> <p>(116)</p>	案内標識
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">道の駅の予告 サービス・エリア、</p> <p>(116の2-C)</p>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">道の駅の予告 サービス・エリア、</p> <p>(116の2-A)</p>	

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予告 サービス・エリアの</p> <p>(116-A)</p>	案内標識
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予告 サービス・エリアの</p> <p>(116-B)</p>	

<p>(略)</p>	<p>サービス・エリア</p> <p>(116の3-A)</p>	
<p>(略)</p>	<p>サービス・エリア</p> <p>(116の3-B)</p>	

<p>(略)</p>	<p>サービス・エリア</p> <p>(116の2-A)</p>
<p>(略)</p>	<p>サービス・エリア</p> <p>(116の2-B)</p>

道路の通称名	(略)	非常駐車帯	(略)	非常電話
(119-A)		(116の6)		(116の4)
道路の通称名			(略)	待避所
(119-B)				(116の5)

道路の通称名	(略)	非常駐車帯	(略)	非常電話
(119-A)		(116の4)		(116の2)
道路の通称名			(略)	待避所
(119-B)				(116の3)

	
--	--

警戒標識 (略)
 規制標識 (略)
 指示標識 (略)
 補助標識 (略)

備考

- 一 本標識 (本標識の標示板をいう。)
- (一) 表示

1 案内標識 (「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」)

、「総重量限度緩和指定道路」 (総重量限度指定緩和道路)

	
--	--

警戒標識 (略)
 規制標識 (略)
 指示標識 (略)
 補助標識 (略)

備考

- 一 本標識 (本標識の標示板をいう。)
- (一) 表示

1 案内標識 (「サービス・エリアの予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」)

線」、「総重量限度緩和指定道路」 (総重量限度指定緩和道

路 (3-B)) にあつては、矢形を除く。) 及び「高さ限度緩和指

(118の3-B) にあつては、矢形を除く。)及び「高さ限度緩和指定道路

路(高さ限度緩和指定道路)及び高さ緩和指定道路

(118の4-B)

(118の4-D) にあつては、矢形を除く。)を表示するものを除く。

「上形(又は下形)道路交差点あり」、「右(又は左)方
屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左)背
向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又は左
)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり
」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「
下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を
表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外
進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限
」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度
」、「最低速度」、「一方通行」、「車両通行区

(326-A)

「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車
国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」
及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに「規制
予告」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含む)。(五)

(118の

定道路(高さ限度緩和指定道路)及び高さ緩和指定道

(118の4-B)

路(高さ限度緩和指定道路)及び高さ緩和指定道路
(118の4-D) にあつては、矢形を除く。)を表示するものを除

く。「上形(又は下形)道路交差点あり」、「右(又は左
)方屈曲あり」、「右(又は左)方屈折あり」、「右(又は左
)背向屈曲あり」、「右(又は左)背向屈折あり」、「右(又
は左)つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通
あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」
、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を
表示する警戒標識、「車両(組合せ)通行止め」、「指定方向外
進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制
限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高
速度」、「最低速度」、「一方通行」、「車両通行区

(326-A)

分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速
自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通
行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示する規制標識並びに
「規制予告」を表示する指示標識に係る図示の文字(数字を含
む)。(五)の2を除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区

の2を除き、以下同じ。)及び記号(「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。)は、例示とする。

2| 案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。

3| 高速道路等以外の道路に設置する案内標識(著名地点(114-A・B)

(117)の2-A)、国道番号(118-A)、道路の通

称名(119-A・B)及びまわり道(120-A)を表示するものを除く。

()については、英語による表示は、特に必要がない場合は、省略することができる。

4| 10| (略)
11| 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板の文字には、路線番号、入口番号及び入口の名称を用いることができる。

12| 17| (略)
18| 「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリア及び道の駅に設置されて

間」にあつては、「60」に限る。)は、例示とする。

(新設)

2| 高速道路等以外の道路に設置する案内標識(著名地点(114-A・B)

(117)の2-A)、国道番号(118-A)、道路の通

称名(119-A・B)及びまわり道(120-A)を表示するものを除く。

()については、ローマ字は、特に必要がない場合は、省略することができる。

3| 9| (略)
(新設)

10| 15| (略)
16| 「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリアに設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場を表示

いる利便施設を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。

19| 31| (略)

32| 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間(31)に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。
33| 36|

(二) 寸法 (略)
(三) 色彩

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の

「予告」、「サービス・エリア、道の駅の予告」(116の2-C)、「

「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号」(118-A)

4-C・D)

するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。

17| 29| (略)

30| 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間(29)に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。
31| 34|

(二) 寸法 (略)
(三) 色彩

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の

「予告」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国

「道番号」(118-A)、「高さ限度緩和指定道路」(118の4-C・D)及び「ま

「わり道」を表示するもの以外のものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、方面及び距

「(118)の()」、高さ限度緩和指定道路()及び「まわり道」を

表示するもの以外のものについては、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、方面及び距離(

(106-B)、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を

表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・

エリア、道の駅の予告(2-A・B)及び「サービス・エリア」

を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、サービス・エリア、道の駅及び

距離(116)を表示するものの道の駅を表示する部分並びに

「方面及び出口の予告(110-A)及び方面及び出口(112-A)」

「(106-B)」、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」

を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示するもの

の施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、方面及び出口の予告(110-A)及び方面及び出口

(112-A)を表示するものの国道番号(118-A)を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。

を表示するものの国道番号(118-A)を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の(一)の10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。

(3) 〽
(14) |
(略)

(15) 〽
サービス・エリア、道の駅の予告(116-C)の2)を表示するもの
〽

については、文字、記号及び区分線を白色、地を青色とする。ただし、施設名を表示する部分については、文字を青色、地を白色とする。

(16) 〽
(24) |
(略)

(25) (1)本文、(2)本文、(11)本文、(12)、(13)本文及び(14)の規定にか

わらず、「入口の方向」、「方面、方向及び距離」、「方面

及び距離(106-A)〽、「方面及び車線」、「方面及び方向の予

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の(一)の9の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。

(3) 〽
(14) |
(略)

(新設)

(15) 〽
(23) |
(略)

(新設)

告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の
予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口
の予告 (110-B)」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及
び出口」、「出口」、「サービス・エリア、道の駅の予告

(116の2-B)「」及び「サービス・エリア」を表示するものについて

は、必要がある場合は、矢印を白色以外の色とすることができ
きる。

2 警戒標識

縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただし
、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒色、
円形の記号を右から赤色、黄色、青色 (別表第二備考一の(一)の
27の規定により記号を縦にする場合においては、円形の記号を
上から赤色、黄色、青色)とし、「上り急勾配あり」及び「下
り急勾配あり」を表示するものについては矢印を白色とする。

3 4 (略)

(四) (六) (略)

二 四 (略)

2 警戒標識

縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただし
、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒色、
円形の記号を右から赤色、黄色、青色 (別表第二備考一の(一)の
25の規定により記号を縦にする場合においては、円形の記号を
上から赤色、黄色、青色)とし、「上り急勾配あり」及び「下
り急勾配あり」を表示するものについては矢印を白色とする。

3 4 (略)

(四) (六) (略)

二 四 (略)